

小地域福祉活動促進事業助成要綱

1. 目的

この事業は、共同募金、基金、会費を財源とし、福祉会・自治振興協議会の小地域で実施する地域福祉活動を支援し、もって飯南町の地域福祉の向上に資することを目的とする。

2. 対象事業

以下の5つの活動の中で、選択した内容に応じて助成するものとし、事業内容・算定基準額等は別表に定めるとおりとする。

- ① 役員会の開催
- ② 福祉啓発活動（勉強会・研修会）
- ③ 地域ふれあい活動（交流会）
- ④ 災害時要援護者等見守り・助け合い活動
- ⑤ 小地域福祉活動計画の策定

3. 助成対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4. 申請方法

(1) 申請書類

所定の「小地域福祉活動促進事業助成申請書」（様式1）に必要事項を記入し、提出すること。

(2) 申請締切日

助成対象期間の3月31日までとする。

5. 助成金の範囲

1. 他の福祉会・自治振興協議会との交流等をした場合の助成申請は、それぞれの地区ごとで申請をしなければならない。
2. 町外との交流会をした場合の助成申請は、町外からの参加者は人数に入れず、その地区の人数のみで申請すること。

6. その他

上記対象事業①～④は実績報告、⑤は計画書を飯南町社協宛てに提出するものとする。

附 則

1. この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年4月1日より適用する。
2. この要綱は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
3. この要綱は、平成23年4月1日から一部改正施行する。
4. この要綱は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
5. この要綱は、令和4年7月1日から一部改正施行する。

○別紙（対象事業）

	対象事業	事業内容	基本額	算定基準額	助成回数	活 動 例
①	役員会	福社会・福祉担当部会を中心とした役員会、事業の計画、打ち合せなどの会議	1,000円	会場使用料、資料代等の必要経費 ※200円×人数	年10回 まで	
②	福祉啓発活動 （勉強会・研修会）	福祉講演会、勉強会、体験学習会、防災教室等の福祉に関する事業	2,000円	講師謝金、資料代、消耗品代、会場使用料等の必要経費 ※300円×人数		<p>○体験する 福祉体験学習会（車いす、アイマスク他）</p> <p>○学 ぶ ボランティア講座、防災学習、視察研修、認知症研修、福祉機器講習、AED講習、悪徳商法対策講習 等</p>
③	地域ふれあい活動 （交流会）	異世代交流、生きがいづくり、健康づくり等による地域内のコミュニケーションづくり	3,000円	消耗品代、会場使用料等の必要経費 ※200円×人数		<p>○集い・交流 夏祭り交流会、地域収穫祭、自然観察会（ハイキング）、高齢者交流会、もちつき大会、男性料理教室、親子ふれあい交流活動 等</p> <p>○スポーツ グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ交流会等</p>
④	災害時要援護者等 見守り・助け合い活動	災害時の小地域での助け合いを目的とした事業	2,000円	消耗品代、会場使用料、備品購入等の必要経費 ※200円×人数		<p>○緊急時の支援体制づくりに関する活動、地域の安全点検や防災マップの作成 等</p> <p>○小地域での避難訓練、避難所設営訓練 等</p> <p>○小地域内での災害時ボランティア活動</p>
⑤	小地域福祉活動計画の策定	小地域における福祉活動計画策定費用	10,000円	消耗品代、会場使用料等の必要経費	年1回	